

れますので、今後学校側とも十分検討してまいりたいと思います。最後に体育館の机、いすの充足でございますが、体育館のいすにつきましては各校とも百五十脚ずつは配置してございます。なお、机につきましては体育館で会議をする場合に必要だということでございますが、通常の会議ですと教室でもできると思いますので、今後検討してまいりたいと思います。なお、各PTAの関係につきましては後ほど所管の課長から御答弁申し上げます。

それから中学校の完全給食の関係でございますが、これにつきましてはいままでたびたび行われました。私から種々御答弁申し上げましたが、いろいろと問題点があることにつきましては皆さん御案内のことと存じます。

先般の議会において、中学校給食についての請願が採択されました。その折りにも総務委員長さんの審査報告にありましたとおり、現行の学校給食法は昭和二十九年に制定されたのでありますが、その当時の食糧事情と現今の国民生活につきましては非常に変わっております。最近では給食実施に賛否両論が唱えられている時代であると同時に、生徒とか父母等の意見を十分聴取して推進をするようにということがありますし、又、教育委員会で請

願の実施の段階におきましては、生徒とか父母等の意見を十分聴取いたしまして努力するようにという報告がありました。それでさうく教育委員会の会議に請願が採択になったことを報告するとともに、今後の方策について討議をいたしました。結果的には、本件はさらに継続して検討するということになつてある次第でございます。よろしく御了承賜わりたいと思います。

次に青少協と家庭の日の関係でございますが、先ほどちょっと市長が申し上げましたが、青少年問題とそれに対しての家庭の日を初めとする青少年活動はどうであるかという点でございますが、確かに御指摘のとおり、青少年の非行防止と健全育成という問題は、もちろん国全体の大きな社会問題でございます。そのために青少年活動は今後もますます重要になると思っております。

おかげさまで昨年は青少協条例を改正していただきました。組織を中心としたしまして活動しやすいようになりました。その活動内容といたしましては、まず青少協の本質がございまして、青少年の健全育成に係る教育機関が集まって、たとえばよりよい青少年育成という教育分野とか、問題を

持つ青少年の補導、矯正という警察や保護の分野、それから生活環境をよくするという環境施設の分野といった関係の機関が集まって、お互いに意見交換をした次第でございます。これを青少協の幹事会という形で実施しているわけでございます。又、各地域で行われております活動に対して、青少協やその構成委員さんの所属する機関等が積極的に援助や相談をすることや青少協全体として一声運動とか家庭の日とかいった全体にかかわる活動推進の運営について、青少協の地区委員さんや幹事会等でも十分検討を進めていきたいと思っております。御指摘の家庭の日については、以上のような観点から青少協において継続して効果性又日々の参加の可能性等を見つつ今後検討してまいりたいというふうになっております。

なお、先ほども申し上げましたが、一声運動につきましては、今年は夏休み期間中に取り上げて実施することになっております。

いずれにいたしましても、青少協の関係については地道に根気よく進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の市の文化活動やスポーツ振興の関係でございますが、市のすべての市民

に対しましてあらゆる機会にあらゆる場所で、みずから進んでスポーツや文化活動に参加いたしまして、その活動の中から日々の健康な体を育成していくためには、行政といたしましては、そのために市民に活動の場、環境づくりをすることが基本的なことと思っております。そういう点から、市民体育館はおかげをもちまして丸三年を経過いたしました、多くの市民のスポーツセンターとして大きな役割を果たしていることは御承知のとおりであります。又、市民がみずからスポーツあるいは文化活動を進めるに当たっては、その内容や方法は多種多様でございます。それには多くの優れた指導者が必要となります。教育委員会といたしましては、今後より一層講習会や研修会等を開催いたしまして、市民の中から多くの指導者を発掘いたしまして、資質の向上を図ることを重点的に今後進めていきたいと思っております。それからスポーツ、文化活動の機関その他の仲間に恵まれない方に対して、子供から主婦、老人に至るまで、市民に對しましてスポーツ教室や文化活動を進めていきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、今後の文化活動、体育活動の方針について御報告申し上げます。

なお、答弁が足りない分につきましては所管の課長からお答えいたします。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 各PTAからのお願ひ事項の中の全校共通については、ただいま教育長の御答弁をいただいたわけですが、各学校からの要望につきましては十七項目にわたっているわけです。その中ですでに行っているものは実施しておりますが、たとえば通学路のガードレールの設置、道路関係の問題とかいう建設課等の問題も何点かございます。それらを協議し、又、ガードレール等は地域住民のいろいろな問題もあるようでございますので、こういう問題を除いた中で大きなものでは第二中学校の第二体育館の建設ということがございしますが、これは非常に大きな問題で、すぐできるということとは非常にむずかしいことだと思います。そのほかバックネットの設置等が個々の学校から出ておりますが、これも各学校共通の問題として、今後措置していかねければならないと思います。そのほか各学校から出ております問題でできるものはすでに実施してあるものもございますし、これから実施しようと考えているものもございます。できるだけ要望にこたえて早急に解決するように努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君） 午後三時三十分まで休憩いたします。

午後三時二分 休憩

午後三時三十二分 開議

○議長（貫井喜代次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉事務所長（木田 猛君） 大野議員さんの関係の母子家庭関係について私の方から御答弁申し上げます。

現在福生市の母子世帯が何世帯あるかということですが、福生といましては特殊な市でございまして、この把握については困難があるわけがございます。

まず調査の方法といたしましては、社会福祉協議会、民生委員協議会、市の三者が一体となり、実施したわけですが、一応住民登録から拾い出しましたのが約二百五十世帯くらいでございます。これは民生委員が直接個々に訪ね歩いたわけですが、そのうち約五十世帯くらいについてはだんなさんらしい者がいるというふうなこと（笑い）。又、外国人につきまして、特に朝鮮に

つきましては名字が違いますので非常に困難があつたということと、又、その中に父子世帯はどのくらいかといいますと、大体一割の約二十世帯くらいであつたと見られております。それから母子家庭につきましては幼い子供を抱えているので再婚等も困難でございますが、父子世帯につきましてはわりおりに早いという傾向も見られております。それから母子家庭となつた原因等は、だんなさんが病気になる、死んだ場合が一番多いわけで約三九%、離婚による母子家庭が二九%、事故死が一〇%というバーセンテージになつております。又、母子家庭の子供の年齢がどうなつていくかということでございますが、全体的には母子家庭の子供さんは約三百十名くらいいるわけでございまして、そのうち義務教育就学前、いわゆる一歳から六歳くらいまでが全体の約一六%を占めております。義務教育中の子供が五五%、十六歳以上二十歳未満が二九%となつていくわけでございます。なお、母子家庭になつたときの年齢でございますが、二十五歳から二十八歳と三十一歳から三十六歳の時点が一番多く見受けられました。約八十五世帯、四五%となつております。それから住居の関係につきましては自家が約二八%、借屋が六〇%となつていくわけでございます。特に生活保護との関係については、

一般生活保護家庭より母子家庭は保護率が高いということとございまして、全体の保護世帯から見ますと約二〇%が生活保護を受給している。ということは現在約十七世帯が生活保護を受給しているという事態が伺われるわけです。

母子家庭の状況については以上ですが、これに対する援護はどのような形にしているかと申しますと、約二百世帯のうち市、社会福祉協議会等で援護をしておられるのは、そのうち約四分の一の五十世帯程度が生活保護あるいはボーダーラインとして浮き上がつてきております。これらに対する直接の金銭的な援護について申し上げますと、市としては母子福祉協議会——いわゆる母子家庭のめんどうを見る任意団体でございますが、市と社会福祉協議会等でそれぞれ三万円ずつ六万円を支出してありますし、又、ママの休養としまして、母子家庭ではなかなか一日ゆっくり休むということもできないということで、市と社会福祉協議会の合同で、市としては約十四万円を予算化してあるわけでございます。又、昨年から母子家庭の子供さんと親とを社会福祉協議会と市の共催で川の家を開催し、一日を楽しく過ごしたとか、又、母子世帯の研修費といたしまして社

会福祉協議会から十五万円、金額的にはいろいろとほかにも細かくあるわけですが、生活保護家庭につきましては都あるいは市から見舞品等も支給されてあるわけでございます。それにもれた方——ボーダーラインの方については社会福祉協議会においても年間一人四千円程度の品物を贈っているわけでございます。

なお、これらの母子家庭の指導というか相談というか、この母子相談員が東京都から派遣されておりまして、毎週月、水、金の三日間、専門的に指導、助言等をしてあるわけでございますが、この母子相談員は都の職員でございますが、福生市に来た場合、福祉事務所の指示に従うとなっております。でございます。したがって、ゆれゆれといたしましても、母子家庭に対する相談あるいは助言等につきましては、私から母子相談員に指示して指導をしているという現状でございます。

以上、簡単に述べたわけでございますが、母子家庭の現況につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（貫井喜代次君） 大野議員の回答がまだ……。

○十九番（大野行夫君） 財源の関係と健康都市宣言と家庭の日の関係で市がどのような考え方をもち、前向きに実施していくかということがまだ残っております。

下水道の財源と再開発の財源と学校用地関係の財源の起債関係にどのような考え方をもち、いかという財源関係ですが……（「家庭の日は答えたのではないかしと呼ぶ者あり」）私が質問しているのは、代表的に市がどのような考え方をもち、PRしていくのかということをお願いしているわけです。

○企画財政課長（上野重勝君） かなり広範囲にわたる財源問題でございますが、下水道につきましては当然起債が重点で施行されることになると思いますので、主として起債をもち、充たしていく考え方でございます。

再開発につきましては、用地取得等については一〇〇％の起債が見込まれますので、起債を重点に施行することになるかと思えます。工事等につきましては、は当然繰出金等をもって措置する必要があろうかと思えます。

それから学校用地につきましては、現在代替地として開発公社あるいは又開発基金等で購入しておりますが、これらの振り替えて学校用地の取得をやっているわけですが、用地の取得につきましては九〇％から一〇〇％が起債対象となっ

ております。したがって、一般財源としてはごくわずかな額になろうかと思
います。

又、校舎の問題がございますが、これもたとえば基準坪数内でござい
ますと当然二分の一の図書補助がございますし、又、防音関係につきま
してはほぼ一〇〇%の防衛施設庁の補助があるということで、九〇%前後は一般財源を
充当せずに何とか財政措置ができるということではござい
ます。

それから将来、それを勘案いたしまして問題になりますのが公債比率
の問題でございますが、現在五十二年度ベースで約二億円の償還金下
ございまして、これがだんだんふえていくわけではござい
ますが、これに伴う一般経常財源は相当伸びてまいります。たとえば
経常財源も四十八年、四十九年の場合にはちょうどインフレ時代
でございまして、三・五%という高率な伸びを示してござ
いますし、又、その後のオイルショックが起きました低経済成長下
におきましても、五十二年度においては一九%の一般経常財源の
伸びを示しております。又、五十二年度の現時点においても一七%
の伸びを示しております。このような状態でござい
ますが、たとえばこれを低めに抑えまして二%程度に抑える

としても、経常財源の額がたとえば五十二年度といたしましては八億七千万円と
いう数字になりますし、五十七年度は十一億円という数字になりますし、先ほど下
水道のお話もございましたが、下水道の関係につきましては、六十年度くらいとしま
すと償還金かなり上がってくるわけで、約三億円程度になろうかと思
いますが、それを勘案したとしても、六十年度時点においても経常財源の収入とい
うのは約十五億円という数になりますので、ある程度の起債措置をと
てもよろしいと思えますし、将来も返還に困るということはず
起り得ないと思
ております。

○環境保全課長（ハ木房雄君） 自席でお答えいたします。

先ほど大野議員先生から健康都市宣言についてお話を
ございましたが、言うならば内容の充実ということが第一条件ではないかと思
います。したがって、予防衛生センターとかいうものをつくりまして、市民の健康の
予防を考えるというのを第一条件として考えていきたいと思
います。それから各種団体に対して健康であるにはいか
にしたらいいかという予防の点についてもPRして
いきたいと思
ております。

○教育委員会社会教育課長（小野光朗君） 大野議員さんの健康都市宣言に関する件について社会体育の立場からお答え申し上げます。

本文の中に「市民の健康を守るとともに増進するための環境づくりは、行政の基本的な義務」というようにうたわれております。環境づくりというのは社会体育において基本的な問題であると思います。議員先生方のおかげで市民体育館が完成し、教育長が申し上げましたように非常に利用されております。おいおい他の設備を整備したりしながら、そのような前提のもとに進めていきたいと思います。先ほど教育長からも回答申し上げましたが、こういう機会を通じて教室とか市民に対する援助とかを進めていきたいと思っております。あくまでもこういう意味で健康都市宣言について社会体育、社会教育の面からも十分考えております。

なお、家庭の日の問題でございますが、家庭の日の要綱の中に社会教育のあり方というものがございます。その中に「市が一声運動、青少年に受の一言」ということはあります。そこで家庭の日全般を取り上げるか一声運動を取り上げるかという問題につきましては、幹事会、地已委員長会、青少

協、その他でさまざまに検討いたしまして、とにかく家庭の日の趣旨の一つの問題をとりあえず取り上げてみて、その中のもう少し家庭の日というものを、全体を広げられるか……、あくまでも家庭という役割りは市民の側面にあります。そして行政はそれに対するPRとかいう活動だと思っておりますので、市民の動き等を十分検討しながら今後も進めたいというふうにご前決まりましたので、今後進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○十九番（大野行夫君） 時間もありませんので再質問いたします。簡単、明瞭に答弁願います。

下水道の点について残りの五百三十七ヘクタールについてですが、これからの年数にして約九年間における関係で、五年間でもって百三十一ヘクタールが五十二年で終わるわけですが、残りの五百三十七ヘクタールについてはこれから二期工事、あるいはそれに続いて行われる三期工事においてはどのような範囲でいくのかをお願いいたします。と同時に、これにかかってきます起債の関係も何億くらいになってくるかもお願いしたいと思います。

私道の整備につきましては、合計ハチメートル、三万三千平方メートルの件でござ

いますので、現在私道についてはどのくらいの延長があるか。それと現在までのくらいリンクだけで内容調査をされているか伺いたいと思います。

それから中小企業の従業員の福祉制度ですが、これを仮に福生市在住で福生市の商店街に勤めている店員と、福生市以外から福生市内の企業に勤めている店員の数と、それに対してどのような制度をとった場合の扱い方についてお願いいたします。

福生駅周辺の再開発でございしますが、ただいまの構成メンバー等で内容的にはよくわかりましたが、これに対しての市としてのアウトラインがあると思いますが、どのような考え方をもっておられるかどうか。

又、学校問題につきまして、用地の取得につきましての敷地等指摘がありましてけれども、森田議員が後でやるようになつておりますので、細かい点については森田議員に御答弁願いたいと思います。

それから青少年協の問題ですが、当然各地区長がありまして、三十一町会の内容はそれぞれ問題点等カラーが違ふと思いますが、私は地区から上がってきている大きな問題等ありましたら、この際報告願いたいと思いますので、よろし

くお願いします。

○下水道課長(斎藤多市君) 下水道関係について二点お答え申し上げます。

第一点の第二期事業認可区域の年次別の施行区域の問題でございしますが、先ほど申し上げましたように、七月末日、新都市建設公社から上がつてまいりますので、その時点に議会に御意見を伺いたいと思います。現在白紙の状態で新都市建設公社が計画を進めております。

二点目の二期計画の起債の問題でございしますが、先ほど市長が申し上げましたように、汚水管だけで約五十億かかるわけでございまして、現在の一期工事から想定いたしますと約三十五億くらいが起債額になるうかと思ひます。

○経済課長(森田進君) 従業員に対する福祉共済制度の関係について、市内の従業員、それらの内容について御説明申し上げます。

四十七年の事業所統計に基づいた数字でございしますが、市内の事業所に勤める従業員数は一万千四百名でございします。そのうち約四千名が市外から通っており、残り七千四百名は在住在勤者でございします。

○建設課長(黒田登君) お答え申し上げます。

私道の実態につきましては現在調査中でございますが、昭和四十七年度に一度実態調査をいたした例がございます。その中では、その後私道御寄付をいただいて認定した路線も何本がございます。さらに新しくつくられた私道もございしますが、現在までわかっております延長を申し上げますと、二メートル五十以下の幅員の私道は九百メートル、三メートル五十以下の幅員が約七百メートル、四メートル五十以下の幅員は五千四百メートル、五メートル五十以下の幅員は三百六十メートル、六メートル五十以下の幅員は三百七十一メートル、七メートル五十以下の幅員では百五十メートル、八メートル五十以下の幅員は百五十メートル、九メートル五十以下の幅員は二百九十メートル、合わせて約八千メートルほどでございます。

なお、ただいま申し上げましたとおり、この実態は現在調査中でございますので、できるだけ早い機会にこの実態調査を終わりたいと考えております。

○都市計画課長（浅見康裕君） 駅周辺の再開発について答弁申し上げます。

アウトラインがあつたという御質問でございましたが、ここで調査会ができて上がつて、いろいろな各方面から資料を集めたり指導をいただいたりしてマスタープランをつくるという段階になるわけですが、私どもいたしましては、こ

の開発そのものは結論的には再開発手法でないと西口の開発はできないという結論を得ております。ただ、再開発の要件の一番重要な点は、土地が建物にかわるというところでございまして、土地の価格が相当上がらないとメリットが全く出てこないということが、ある程度いままでの各所におかれます再開発の実態で結論づけられます。と申しますのは、仮に坪百五十万円の土地に建築費三十万円の建物をつくった場合、当然高度利用をしていくわけですから五階建ての建物が最底でもつくれます。それで五階にした場合、百五十万円で、三、五、十五で同じ価格になるわけです。それで非常に土地の価格が上がりませんと、再開発事業は結論的に失敗するであろうということが言われているわけです。

こういうことでございまして、ごく初步的な再開発の常識論になるわけでございますけれども、このようなものからスタートして、現実的に地元商店街あるいは公共施設整備計画との関連をもちながら、調査会でも私どもも参画していきますので、いろいろ御意見やらお聞きしながら、市のサイドで積極的にこの計画案の策定について参画していきたいと思っております。したがって、御指摘のございましたマスタープラン的なことも現実的にはただいまのところございせんが、

そういう考え方のもとに今後当事業に当たっていきたいと考えております。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 青少協の地区活動について御答弁申し上げます。

現在熊川の方から加美の方まで二十九地区ございましてさまざまな活動をしてあります。平均いたしますと昨年度の実績では、一地区の主な行事は九、四回であり、計二百余回やっております。狭い地域の中ですので極端に地域によって変化があるというよりは私ども現在つかんでおりませんが、ただ言えることは、市街地に近いところだとハイキングとか自然の所に入っていくたいということが多いように見受けられます。それから大体共通しておりますけれども、たとえば原ヶ谷戸とか富士見台とかいう緑の多い所へ行くと、痴漢予防のチラシとかシンナーのチラシとか配布しているということ、多少そういう面もあるかと思いますが、今後そういう点をもっと慎重に調べまして検討していきたいと思っております。

○十九番(大野行夫君) 通告時間もございませんので、いろいろ伺いたいことはありますが、総括して要望いたします。

ただいまの下水道関係は白紙の状態で、現在計画中であるということでした。

いたします。ただし今後のことを考えまして、残りの五百三十七ヘクタールについての明細な発表されるよう強く要望いたします。

道路整備につきましては、先ほど課長から要望があれば私道も整備をいたしますと申されましたが、そのように簡単にできるものならあすからでもやっていた方がいいのですが、その点はもう一度理事者と市長の方で検討していただかないと誤解を招くと思います。私から言うとおかしいかもしれませんが、市長はよく検討していくという答弁、黒田課長からは要望があれば私道を整備していくという答弁がありました。課長の答弁を中心にすればあすからでもやれるんですけれども、この関係はよく検討願いたいと思います。

中小企業の福祉共済制度については、福祉のこれからの大きな課題になっていくと思います。市街化開発にもつながっていくものだと思いますので、商工会でじっくり検討されまして、この共済制度の推進を要望するものでございます。

再開発につきましても、浅見課長の答弁をどうが根本にしまして、早急な進め方をお願いしたい。

社会教育につきましては、やれば切りがないほど問題はございます。これが

